

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

意欲能力経営者等に該当していることについて

意欲能力経営者等に該当していることについて、下記のとおり運用協定第 49 条後段に基づき報告します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 意欲能力経営者等に該当していることの証拠書類別紙のとおり。

備考

樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法第 36 条第 2 項に基づき公表された民間事業者である場合は、その公表の事実を示す書類を添付し、それ以外である場合は、樹木採取権設定申請書の申請様式 2 の 3、4、5、9、11、12、13、14 の事項を記入し添付してください。

別紙様式第 29 号（第 50 条第 1 項）木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

木材の安定取引の目標に関する報告について

木材の安定取引の目標に関して、下記のとおり運用協定第 50 条第 1 項に基づき報告します。

1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

2 報告事項
別紙のとおり。

○年度木材の安定取引の目標に関する報告 (○○樹木採取区)

1 樹木採取権者等の経営状況等

(1) 樹木採取権者の素材生産量

(単位：m³)

	区分	(参考) 過去の 実績	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年 度以降)	備考
計画	全体 うち樹木 採取区									
実績	全体 うち樹木 採取区									
差	全体 うち樹木 採取区									

備考

- 1：報告の前年度までの実績を記入してください。
- 2：素材生産量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- 3：素材生産量は2段書きとし、上段に樹木採取権者の素材生産量の全体量を、下段に素材生産量のうち樹木採取区からの素材生産量を記載してください。
- 4：過去の実績は、原則として申請書に記載したものを記載してください。
- 5：計画から大きな乖離があった場合は備考欄にその理由を記載してください。

(2) 木材利用事業者等の前年度の木材消費量の実績

(単位：m³)

年度 氏名	(参考) 過去の実績	前年度の計画 (年度)	前年度の 実績	差	備考
	(~ 年度平均)				
	(~ 年度平均)				
	(~ 年度平均)				

備考

- 1：丸太（素材）について、木材利用事業者等ごとに記載してください。
- 2：木材消費量は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 3 過去の実績は申請書に記載したものを原則として、該当する年を（ ）書きで記載してください。
- 4 計画から大きな乖離があった場合は備考欄にその理由を記載してください。

(3) 前年度までの木材の需要の開拓の実績

	事業実施者	需要の開拓の内容
計画		
実績		

備考

- 1：木材の需要の開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の量（報告の前年度のものを）を記載してください。
- 2：量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- 3：計画は原則として申請書に記載したものを記載してください。
- 4：計画から大きな乖離があった場合はその理由を記載してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

木材の安定取引に係る誓約書（〇〇樹木採取区）

（樹木採取権者）が提出する報告の内容を、確認いたしました。
（また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。）

住所
氏名又は名称

各事業者間での協定書については、添付のとおり（既に提出されている場合は除く）。

備考

- 1：（ ）書き内は、新たに取引事業者になった者以外は記載を要しません。また、新たに取引事業者になった場合以外は、代表者ではなく取引責任者名で構いません。
- 2：誓約書は、木材取引計画案に関する木材利用事業者等、木材製品事業者等、その他の事業者が連名もしくは単独で作成してください。

別紙様式第 30 号（第 50 条第 2 項）主要取引先の変更

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

主要取引先の変更

申請書類等又は実施契約（第〇期）に定められた木材取引計画における取引事業者であって主要取引先に当たるものに変更があったので、下記のとおり運用協定第 50 条第 2 項に基づき届け出ます。

記

- 1 樹木採取区の名 称 〇〇樹木採取区
- 2 主要取引先の変更時期及び内容
- 3 変更の理由
- 4 変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等別紙のとおり。

備考

4 には変更した主要取引先の誓約書を添付してください。

別紙様式第 31 号（第 51 条）支配権の異動があった場合の報告

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

支配権の異動について

支配権の異動があったことについて、下記のとおり運用協定第 51 条第 1 項に基づき報告します。本事業を実施する能力等を維持し、申請書類等、運用協定、実施契約その他の契約に従い本事業を継続することについて、誓約します。

記

- 支配権の異動の内容を証明する書類別紙のとおり。

備考 支配権の異動の内容を証明する書類を添付してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

印

樹木採取区内の採取跡地に係る分収造林契約の締結について

〇〇樹木採取区において下記のとおり樹木の採取跡地における分収造林契約の締結を希望しますので、分収造林契約申請書の案を添付の上運用協定第 58 条第 2 項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 分収造林契約の締結を希望する伐区
別紙 1 のとおり。
- 3 分収造林契約申請書の案
別紙 2 のとおり。

備考

- 1 : 2 については、実行計画案を添付すること等により分収造林契約の締結を希望する伐区を明らかにしてください。
- 2 : 3 については、国が定める分収造林契約申請書の様式に必要事項を記載したものを添付してください。

別紙様式第 33 号（第 58 条第 3 項）分収造林契約の締結の可否

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長 印

分収造林契約の締結の可否について

〇年〇月〇日付けで通知のあった採取跡地に係る分収造林契約の締結希望について、下記のとおり締結の可否を判断したので運用協定第 58 条第 3 項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 分収造林契約の締結希望のあった伐区
- 3 分収造林契約の締結の可否
- (4 3において否とした理由)

(注) 4 については、3 において否とした箇所についてのみ記載すること。

別紙様式第 34 号（第 63 条第 2 項）樹木採取権消滅（移転）後の報告の評価

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長 印

樹木採取権消滅（移転）後の報告の評価について

〇年〇月〇日付けで提出のあった樹木採取権消滅（移転）後の報告について評価した結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認められるため、樹木採取権の消滅（移転）（〇年〇月〇日）から 2 年以内に国有林野管理経営法第 8 条の 8 第 1 項の申請を行ったときは、当該評価を踏まえて同法第 8 条の 10 第 2 項の評価を行うことについて、運用協定第 63 条第 2 項に基づき通知します。

（注）消滅（移転）となっている箇所については、「消滅」又は「移転」のうち該当するものを記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

印

樹木採取権放棄届出書

〇〇樹木採取区に係る樹木採取権の（全部・一部）を下記のとおり放棄しますので、運用協定第 79 条第 1 項の規定に基づき提出します。

記

- 1 放棄に係る樹木採取区の所在地
- 2 放棄に係る樹木採取区の面積
〇〇〇. 〇〇ha
- 3 放棄する理由

備考

- 1：抵当権が設定されている樹木採取権については、抵当権者の同意を確認できる書類を添付してください。
- 2：一部放棄の場合は、放棄に係る樹木採取区の区域を示した図面を添付してください。
- 3：2 の面積については、面積の算出根拠、面積を計測した時点を備考として記載してください。

（住所）
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長 印

樹木採取権放棄確認通知書

〇年〇月〇日付けで提出のあった樹木採取権放棄届出書につき、当該届出が運用協定に従ったものと認め、樹木採取権の（全部・一部）の放棄を下記のとおり承認しましたので、運用協定第 79 条第 2 項に基づき樹木採取権放棄確認通知書を送付します。

記

- 1 放棄に係る樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 放棄に係る樹木採取区の所在地
別紙 1 のとおり。
- 3 放棄に係る樹木採取区の面積
〇〇〇. 〇〇ha
備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。
- 4 権利設定料の返還の有無
- （5 放棄後の樹木採取区の所在地及び面積について）
別紙 2 〇年〇月〇日付け〇〇樹木採取区の変更の公示のとおり
- 6 その他

（注 1） 3 の面積は、面積の算出根拠、面積を計測した時点を備考として記載すること。

（注 2） 5 は、一部放棄の場合にのみ記載し、別紙 2 として樹木採取区の変更の公示の写しを添付すること。

別紙様式第 37 号（第 85 条第 1 項、第 3 項）資料提供貸与申請書

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

印

〇〇樹木採取区に係る資料の提供又は貸与申請書

資料の提供又は貸与について、運用協定第 85 条（第 1 項・第 3 項）に基づき以下のとおり申請します。

提供又は貸与を希望する資料		
提供又は貸与の方法 (希望する方法にチェック)	<input type="checkbox"/> 〇〇森林管理局〇〇課において受領 <input type="checkbox"/> 郵送（資料送付先住所を記載してください）	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

別紙様式第 38 号（第 85 条第 7 項）貸与資料の破棄の報告

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称) 印

〇〇樹木採取区に係る貸与資料の破棄の報告

〇年〇月〇日付けで資料の貸与を受けましたが、下記のとおり運用協定第 85 条第 7 項前段に基づき貸与資料を破棄しましたので、同項中段に基づき報告します。

記

破棄した資料	
破棄日	
破棄の方法	

別紙様式第 39 号（第 85 条第 7 項）破棄義務の延期に関する申請書

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

印

〇〇樹木採取区に係る貸与資料の破棄義務の延期に関する申請書

貸与資料の破棄につき、運用協定第 85 条第 7 項に基づき以下のとおり延期を申請
します。

記

延期に係る 貸与資料	
破棄期限	
延期後の破棄期限	
破棄の延期理由	

樹木採取権実施契約書（第●期）

- 1 本樹木採取区 ●
 2 樹木採取権存続期間 運用協定別紙1（55）の期間
 3 契約期間 ●年●月●日から●年●月●日まで

本樹木採取区に係る樹木採取権について、国と樹木採取権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって第●期における公正な国有林野管理経営法第8条の14第1項の樹木採取権実施契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

●年●月●日

国

住所 ●
 契約担当官 ●
 ●

樹木採取権者

住所
 氏名又は名称 ●
 （代表取締役社長） ●

第1章 総則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、本事業を実施するために必要な事項及びそれに付随して必要となる事項を定めることを目的とする。
- 2 国及び樹木採取権者は、相互に協力し、本契約及び本事業を誠実に実施する。
- 3 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、運用協定別紙1において定められた意味を有する。
- 4 本契約の別紙及び別紙様式は、いずれも本契約の一部を構成する。
- 5 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(契約保証金)

- 第2条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

第2章 本事業の基本的事項

(本事業の概要)

- 第3条 樹木採取権者は、採取の基準、樹木採取権行使指針、別紙1の実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針、別紙2の施業計画、各年度の実行計画、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書に従い、法令等並びに本契約及び運用協定の各規定を遵守し、申請書類等の内容に適合した本事業を行わなければならない。
- 2 樹木採取権者は、本契約の契約期間の各年度に行う事業の計画として、本契約に基づき実行計画を策定・提出し、実行計画に従い、事業を行うものとする。なお、実行計画は本契約の一部を構成する。

(本事業の実施に関する第三者との調整)

- 第4条 樹木採取権者は、運用協定第5条（責任の負担及び本事業の実施）第4項の定めるところに従い、本事業の実施に際し、近接地の所有者その他関係する第三者がある場合には、当該第三者及び国との間で必要な協議を行い、国有林野事業及び第三者の権利に配慮するための措置を取らなければならない。

第3章 上限採取面積及び最低採取面積

(上限採取面積)

- 第5条 樹木採取権者は、本契約の契約期間中、総計採取面積が総計上限採取面積を上回ってはならない。

2 樹木採取権者は、本契約の契約期間中の各年度において、単年度上限採取面積を上回る面積の樹木を採取してはならない。

(最低採取面積)

第6条 樹木採取権者は、本契約の契約期間が満了するまでに、総計採取面積が総計最低採取面積を上回らなければならない。

第4章 各年度の実行計画

(実行計画案の作成及び提出)

第7条 樹木採取権者は、施業計画に基づき、毎年度、当該年度に事業を行うことを希望する伐区について、当該年度の前年度の●月末日までに、当該年度の実行計画案を国に提出しなければならない。その他実行計画案の作成及び提出については、運用協定第17条（実施契約の締結一計画等）第1項ただし書、第3項、第5項から第9項までの規定を準用する。

(注) ●の部分には、収穫調査の実施及び植栽等の事業の計画の調整に要する期間を勘案して数字を記入する。

(実行計画案の承認)

第8条 前条（実行計画案の作成及び提出）に基づき提出された実行計画案の国による承認は、運用協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第3項及び第6項の規定を、「施業計画案」を「施業計画」と、「実施契約案」を「本契約」と読み替えて準用する。

(初年度の実行計画)

第9条 前2条の規定にかかわらず、本契約の契約期間の初年度の実行計画に係る承認の手続については、運用協定第17条（実施契約の締結一計画等）及び第18条（実施契約の締結一国による確認）の定めるところによる。

(実行計画の確定)

第10条 実行計画は、当該実行計画に記載された運用協定第17条（実施契約の締結一計画等）第3項第1号及び第2号（いずれも運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）の伐区を除く伐区全てについて、第13条（伐区を選択及び樹木料の納付）第3項に基づく樹木料の確定通知がなされた段階で、実行計画として確定する。

2 樹木採取権者は、前項により実行計画が確定したときは、別紙様式第1号により、国に確定した実行計画を提出する。

(実行計画の変更)

- 第11条 樹木採取権者が、当該年度に採取を行う伐区として選択した伐区以外の、施業計画において樹木を採取することとされている伐区で採取を希望するときは、樹木採取権者は、当該変更に係る実行計画案を別紙様式第2号により国に提出する。この場合においては、運用協定第17条（実施契約の締結—計画等）第1項ただし書、第3項、第5項から第9項までの規定を準用する。
- 2 前項の提出があったときは、国は、実行計画承認基準に照らして問題ないこと及び第13条（伐区の現地表示及び収穫調査等）において準用される運用協定第21条（国が行う収穫調査等）又は第22条（樹木採取権者が行う収穫調査等）の収穫調査の実行が可能又は不要であることを確認する。
- 3 前項の確認の結果が次の各号に定めるものであるときは、国は、当該各号に定めるところによる対応を行う。
- (1) 問題がないとき 国及び樹木採取権者は、実行計画を当該実行計画案に差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを実行計画案の承認と、当該差替え後の実行計画案を実行計画として取扱う。
- (2) 収穫調査の実行が不可能であるとき 契約変更に応じられない旨及びその理由を別紙様式第3号により樹木採取権者に通知する。
- (3) 収穫調査の実行は可能又は不要であるが実行計画承認基準に照らして問題があるとき 契約変更に応じられない旨及びその理由を別紙様式第4号（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）により樹木採取権者に通知する。
- 4 樹木採取権者は、前項第3号の通知がなされたときであって引き続き実行計画の変更を希望するときは、当該実行計画案を修正し、変更に係る実行計画案を国に再提出する。この場合において、国の確認及び対応については、第2項及び第3項の定めるところによる。
- 5 第1項の提出は、運用協定及び本契約において別に定める場合を除き、当該年度の前年度の2月末日までに1回及び当該年度の8月末日までに1回の計2回のみ行うことができる。

第5章 樹木料の算定及び納付

(伐区の現地表示及び収穫調査等)

- 第12条 樹木採取権者は、第8条（実行計画案の承認）又は第9条（初年度の実行計画）により実行計画案の承認を受けたときの伐区の現地表示及び収穫調査並びにこれらに関する異議の申立ての禁止については、運用協定第20条（樹木採取権者による伐区の現地表示）から第24条（異議の申立ての禁止）までの規定を、「本協定において準用される場合を含む。」を「運用協定及び本契約において準用される場合を含む。」と読み替えて準用する。

(伐区の選択及び樹木料の納付)

第13条 樹木採取権者は、前条において準用される運用協定第21条（国が行う収穫調査等）第4項、第22条（樹木採取権者が行う収穫調査等）第3項又は第23条（収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示）の提示を踏まえ、運用協定第25条（伐区の選択）の定めるところにより、採取を行う伐区を選択し、選択した結果を国に対し通知する。

2 樹木採取権者は、前項の選択により実行計画を変更する必要があるときは、前項の通知に併せて第11条（実行計画の変更）第1項の例により国に当該変更に係る実行計画案を提出する。この場合における国の確認及び対応については、同条（実行計画の変更）第2項から第4項までの定めるところによる。

3 国は、第1項の通知に基づき、当該通知において選択された個々の伐区に係る樹木料の額を確定するとともに、当該額を合計することにより発出しようとする樹木料の確定通知に係る樹木料の額を確定し、実行計画案に記載された採取予定時期の●日前までに、樹木採取権者に対し別紙様式第5号により樹木料の確定通知を発するとともに、当該樹木料に係る納入告知書を発出する。この場合において、伐区及び採取箇所の位置、面積並びに区域標示、伐区に係る採取対象木、運用協定第34条（国有林野の使用の承認）ただし書の範囲は、当該樹木料の確定通知により確定される。

(注) ●の部分には、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）において、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めるものとされていることを勘案して、数字を記入すること。

4 樹木採取権者は、前項の納入告知書に定めるところに従い、樹木料を納付しなければならない。樹木採取権者は、樹木料の納付を納入告知書に定める期日より遅滞したときは、年14.6%の割合による遅延利息を国に支払わなければならない。

5 樹木採取権者は、樹木料を納付したときは、速やかにこれを証する書面を添えて別紙様式第6号により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に樹木料納付済届を提出しなければならない。

(樹木に係る契約不適合責任等)

第14条 樹木採取権者が前条第1項（伐区の選択及び樹木料の納付）に基づき採取を行う伐区を国に対し通知した後に、国が通知し納入を告知した樹木料の額と当該伐区の実態との間に齟齬が発見された場合であっても、国は何ら責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して異議の申立て及び樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

第6章 変更契約を要しない実行計画及び伐区の変更

(変更に係る伐区が収穫調査済みの場合の樹木料の納付)

第15条 第11条(実行計画の変更)の変更に係る伐区が運用協定第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第3号(運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)に該当するときは、国は、遅滞なく第12条(伐区の現地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第23条(収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)の提示を行う。

2 前項に基づき国から提示された樹木料に係る伐区を選択及び樹木料の納付については、第13条(伐区を選択及び樹木料の納付)の定めるところによる。

(変更に係る伐区が収穫調査未了の場合の樹木料の算定及び納付)

第16条 第11条(実行計画の変更)の変更に係る伐区が運用協定第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第4号又は第5号(いずれも運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)に該当するときは、樹木採取権者は、遅滞なく、第12条(伐区の現地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第22条(樹木採取権者が行う収穫調査等)に定める手続を行い、第11条(実行計画の変更)の変更に係る伐区が運用協定第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第6号(運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)に該当するときは、国は、遅滞なく、第12条(伐区の現地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第21条(国が行う収穫調査等)に定める手続を行う。

2 前項に基づき国から提示された樹木料に係る伐区を選択及び樹木料の納付については、第13条(伐区を選択及び樹木料の納付)の定めるところによる。

第7章 樹木の採取及び搬出

(総則)

第17条 樹木採取権者は、本樹木採取区において、樹木を採取しようとする年度に係る実行計画に計上された伐区に係る採取対象木であって、当該採取対象木に係る伐区について第13条(伐区を選択及び樹木料の納付)第5項の樹木料納付済届が国に提出されたもの以外の樹木を採取してはならない。

2 樹木の所有権は、樹木採取権の行使により、根株から伐り離された時点で、国から樹木採取権者に移転する。

3 樹木採取権の行使により樹木採取権者が取得する樹木には、丸太となる樹幹部分のほか梢端部及び枝葉を含み、根株を含まない。

4 樹木採取権者は、極印がある樹木については、極印の上部から伐採し、極印を滅失又は棄損してはならない。

(採取期間)

第18条 国は、第13条(伐区を選択及び樹木料の納付)第3項の樹木料の確定通知において、当該伐区に係る樹木の採取期間を通知する。

- 2 採取期間の満了日は、樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日又は本契約の契約期間満了日のいずれか早い日とする。
- 3 国は、搬出期間の満了日が本契約の契約期間満了日を超える場合を除き、当該伐区の搬出期間と採取期間が一致するよう採取期間を指定する。また、採取期間について3年より短い期間を指定するときは、その理由を明らかにする。
- 4 樹木採取権者は、伐区において樹木の採取に着手する前又は着手した後速やかに、別紙様式第7号により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に着手届を提出する。
- 5 樹木採取権者は、採取期間内に全ての採取対象木の採取を終えなければならない。ただし、運用協定の規定に従い次期実施契約に基づく採取期間が設定されたときは、当該期間内に当該採取を終えなければならない。
- 6 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の採取を終えたときは、遅滞なく、別紙様式第8号により当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して当該伐区に係る採取済届を提出する。国は、採取済届の提出があったときは、その内容を確認し必要に応じて当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に当該伐区及び支障木等の検査を行わせることができるほか、採取期間が満了したときは、必要に応じて当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に当該伐区及び支障木等の検査を行わせることができる。この場合において、樹木採取権者は、国から当該検査への立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、前期の実施契約において未採取である別紙5の樹木については、別紙5に掲げる期間を採取期間とする。

(採取期間の延長)

第19条 樹木採取権者は、その末日が本契約の契約期間満了日より前の日とされた採取期間の満了後に樹木を採取することを希望するときは、採取期間の満了日までに、別紙様式第9号により国に採取期間の延長を申請することができる。この場合において、採取期間は、国が当該申請を別紙様式第10号により承認し、第3項の延期料が納付された場合に限り、延長される。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、採取期間の満了日までに本文の申請が行えないときは、採取期間の満了日後であっても本文の申請を行うことができる。

- 2 前項の採取期間の延長期間は、通じて1年間を超えることができない。また、本契約の満了日を超えることができない。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認があったときは、採取期間を延長する日数1日につき、当該伐区に係る樹木料の1000分の1に相当する金額の延期料を納入告知書の定めるところにより国に納付しなければならない。
- 4 前項の納入告知書に定められた期日までに延期料が納付されないときは、国は第1項の承認を取り消すことができる。

- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、運用協定の規定に基づき搬出期間が延長される場合であって、採取期間が搬出期間に満たないときには、延長された搬出期間まで（延長された搬出期間が本契約の契約期間の満了日を超える場合にあっては本契約の契約期間の満了日まで）採取期間も延長される。この場合においては、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取が行えない期間があった場合で樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て国の承認を受けたとき又は国有林野管理経営法第8条の13第2項に基づき事業開始期間延長の認可があったとき又は同条第3項に基づき事業の休止が認可されたときには、当該期間の分（当該期間が本契約の契約期間の満了日を超える場合にあっては本契約の契約期間の満了日まで）採取期間が延長される。この場合において、樹木採取権者は第3項の延期料を納付することを要しない。
- 7 国は、国有林野の管理経営上特別の必要があるときは、前条（採取期間）及び第1項から第6項までの規定にかかわらず、本契約満了日を超えない範囲で採取期間を延長することができる。この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
- 8 採取期間の延長の申請の有無にかかわらず、国は、運用協定又は本契約で別途定める場合を除き、当該樹木に係る樹木料を返還する義務を負わない。

（採取期間満了日後及び採取済届提出後の未採取の樹木の採取）

第20条 樹木採取権者は、採取期間が満了した後又は採取済届を提出した後に、当該伐区における未採取の樹木を採取しようとするときは、改めて樹木料を納付しなければ、樹木を採取してはならない。

（支障木の伐採等）

第21条 支障木の伐採等については、運用協定第30条（支障木の伐採等）の定めるところによる。

（採取済みの樹木の搬出）

第22条 採取済みの樹木の搬出については、運用協定第4章（搬出期間）の定めるところによる。

第8章 リスク分担

（リスク分担）

第23条 本事業に係るリスクが顕在化した場合の対応等については、運用協定第12章（リスク分担）の定めるところによる。

第9章 本事業における制限等

(林地保全等の措置)

第24条 林地保全等の措置については、運用協定第41条（林地保全等の措置）の定めるところによる。

(国有林野の使用の禁止等)

第25条 国有林野の使用の禁止等については、運用協定第42条（国有林野の使用の禁止等）の定めるところによる。

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

第26条 公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務については、運用協定第39条（公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務）の定めるところによる。

(実施契約の違反に係る違約金等)

第27条 本契約の違反に係る違約金等については、運用協定第53条（本協定の違反に係る違約金）の定めるところによる。

(定期報告)

第28条 定期報告については、運用協定第48条（定期報告）の定めるところによる。

第10章 木材の安定的な取引関係の確立

(総則)

第29条 樹木採取権者は、別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画に従って、木材の安定的な取引を行わなければならない。

(木材の安定取引に関する報告)

第30条 木材の安定取引に関する報告については、運用協定第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）の定めるところによる。

(取引事業者の変更の届出等)

第31条 樹木採取権者は、別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画に基づく取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったときは、変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、国に対して変更後の当該事業者との別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画とともに別紙様式第11号により届け出なければならない。

- 2 前項にかかわらず、主要取引先以外の取引先の変更その他の別紙4の安定取引協定書又は別紙3の木材取引計画に係る変更については、樹木採取権者は、運用協定第48条（定期報告）に基づく定期報告において、理由を付して、変更後の事業者に係る安定取引協定書及び変更後の木材取引計画を提出しなければならない。
- 3 国は、第1項又は前項により提出された別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画の内容が、計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第4項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題がないことを確認し、これらが満たされている場合は、国及び樹木採取権者は、別紙3及び別紙4を届け出られたものに差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを安定取引協定書及び木材取引計画の承認と、当該差替え後の安定取引協定書及び木材取引計画をそれぞれ安定取引協定書及び木材取引計画として取扱う。ただし、本文の確認の結果問題があるときは、国及び樹木採取権者は、対応につき協議する。

（著しい景況の悪化時等の対応）

第32条 著しく景況が悪化した時等における樹木採取区からの木材供給量の調整については、運用協定第54条（著しい景況の悪化時等の対応）の定めるところによる。

第11章 実施契約の変更

（総則）

第33条 本契約の内容は、次の各号に定める場合のいずれかに該当すると国が認める場合以外、原則として変更することができない。ただし、第11条（実行計画の変更）、第31条（取引事業者の変更の届出等）及び次条（施業計画の変更）に定める場合を除く。

- (1) 本契約の契約期間の満了前に、本樹木採取区のうち施業計画において樹木を採取する箇所とされている箇所について、樹木採取権の一部取消し、放棄又は消滅があった場合
- (2) 本樹木採取区の一部において樹木の採取が不可能である場合で、樹木採取権者が本樹木採取区の残部で本事業を継続する場合
- (3) 樹木採取権者が本事業を確実に実施するために施業計画の内容その他の契約内容を変更することが必要であると認められる場合
- (4) 計画等承認基準が変更された場合
- (5) 運用協定第31条（採取未了樹木の取扱い）に基づき本契約を変更する場合
- (6) 国が、本契約を変更するよう、樹木採取権者に対して指示した場合

- 2 前項第1号から第5号までによる本契約の変更は、特段の事情がない限り、別紙2の施業計画、これに基づく実行計画又は実行計画案、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書の変更に限る。
- 3 第1項各号により本契約を変更するときは、国と樹木採取権者は、変更契約を締結しなければならない。ただし、第11条（実行計画の変更）、第31条（取引事業者の変更の届出等）及び次条（施業計画の変更）に定める場合を除く。

（施業計画の変更）

第34条 樹木採取権者は、施業計画について変更をしようとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、変更に係る施業計画案及び契約変更後初年度の実行計画案を別紙様式第12号により国に対して提出する。

- (1) 施業計画を変更しようとするにより合計採取計画面積（前年度の実行計画において樹木の採取を予定した伐区であって採取期間内であるものを除く。）の増加する年度について、その増加分が、変更前の施業計画に記載された当該年の合計採取計画面積の20%以内である場合
 - (2) 施業計画において樹木を採取することとされている伐区について、施業計画より採取面積が減少する施業計画の変更又は各年度の採取面積の合計が減少する施業計画の変更である場合
 - (3) 皆伐（伐採率100%）が可能な箇所において、施業計画では複層伐（伐採率70%以下）としていたものの、択伐（伐採率30%以下）で採取する内容に施業計画を変更する場合等、箇所ごとの樹木の採取量が減少する施業方法への変更に係る施業計画の変更である場合
- 2 前項の提出があったときは、国は、前項の施業計画案について計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題がないこと及び前項の実行計画案について第11条（実行計画の変更）第2項に照らして問題がないことを確認する。
 - 3 国が前項の確認の結果問題がないと認めるときは、国及び樹木採取権者は、施業計画を当該施業計画案に差し替え、実行計画を当該実行計画案に差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを施業計画案及び実行計画案の承認と、当該差替え後の施業計画案及び実行計画案をそれぞれ施業計画及び実行計画として取扱う。
 - 4 国は、第2項の確認の結果、第1項の施業計画案について計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題があると認めるときは、契約変更に応じられない旨及びその理由を樹木採取権者に通知する。この場合において、樹木採取権者は、引き続き施業計画の変更を希望するときは、当該施業計画案書を修正し、変更に係る施業計画案を国に再提出する。この再提出があったときの国の対応は、第2項から本項の定めるところによる。

5 国及び樹木採取権者は、第2項の確認の結果、第1項の実行計画案について第12条第2項に照らして問題があると国が認めるときは、第11条（実行計画の変更）第3項（第1号を除く。）及び第4項の定めるところにより対応を行う。

（承認基準の変更に係る変更）

第35条 国は、計画等承認基準が変更されたときは、別紙2の施業計画、これに基づく実行計画又は実行計画案、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書が変更後の計画等承認基準に照らして問題ないかを確認し、問題があると認めるときは、問題があると認める書面を特定してその旨及び問題があると認める理由を別紙様式第13号により樹木採取権者に通知する。

2 前項の通知があったときは、国及び樹木採取権者は、当該書面について、この章の定めるところにより変更しなければならない。

第12章 採取跡地における造林

（採取跡地における造林）

第36条 採取跡地における造林については、運用協定第9章（採取跡地における造林）の定めるところによる。

第13章 事業の休止等

（事業の休止の手続）

第37条 樹木採取権者は、引き続き1年以上事業を休止しようとするときは、国有林野管理経営法第8条の13第3項に基づき、国の認可を受けなければならない。

2 樹木採取権者は、前項により休止した事業を再開したときは、国有林野管理経営法第8条の13第4項の定めるところにより、国に届け出なければならない。

（事業の休止時の扱い）

第38条 前条により事業が休止されたときは、当該事業が休止されている期間については、採取期間に含まれないものとし、当該期間だけ採取期間が延長される。

2 この延長された採取期間については、第19条（採取期間の延長）第6項後段が適用される。

3 国は、事業が休止された時点で採取未了の樹木に係る納付済みの樹木料を返還しない。

第14章 実施契約の有効期間及び事業の継続が困難 となった場合における措置に関する事項

(実施契約の有効期間)

第39条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の契約期間に限り効力を有する。

- 2 樹木採取権の全部が取消し、放棄その他の消滅事由により消滅したとき及び樹木採取権者が樹木採取権を移転（一般承継によるものを除く。）したときは、本契約も当然に終了する。
- 3 前2項の定めにかかわらず、本契約の終了後もなお本契約の条項が規定する事項が存在する場合、当該事項が存在する限りにおいて、当該条項は存続する。
- 4 本契約の効力は、本契約に基づいて締結される契約の効力になんら影響しない。

(樹木採取権者の責めに帰すべき事由による本契約の解除)

第40条 国は、樹木採取権者に運用協定又は本契約の重大な違反があったときは、樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イからルまでのいずれかに該当するとき又は樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の18第2項に基づき国から樹木採取権を譲渡すべき旨を通知されたときには、樹木採取権者に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、催告することなく本契約を解除することができる。

(樹木採取権の取消し及び放棄)

第41条 樹木採取権の取消し及び放棄については、運用協定第11章（樹木採取権の取消し及び放棄）及び第13章（樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続）の定めるところによる。

(樹木採取権消滅時の樹木料の取扱い)

第42条 樹木採取権が消滅した場合の納付された樹木料の取扱いについては、運用協定第60条（樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等）第1項に定めるところによる。

(樹木採取権消滅時の施設及び器具等の収去)

第43条 樹木採取権が消滅した場合の施設及び器具等の収去及び土地の原状回復については、運用協定第61条（樹木採取権消滅又は移転時の施設、器具等の収去）に定めるところによる。

第15章 本契約上の権利及び地位の処分の制限

(本契約上の権利及び地位の処分の制限)

第44条 樹木採取権者は、国の事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位並びに本契約に基づく樹木採取権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

第16章 その他

(森林管理署長による確認、協議)

第45条 樹木採取権者は、本契約に基づく手続において国に提出等することとされているもののうち、運用協定に定めるもののほか国が指定するものについては、当該提出等は、あらかじめ当該手続に係る国有林野を管轄する森林管理署長の確認を受けた上で行わなければならない。

2 本契約において国と樹木採取権者が協議することとなっているもののうち国が指定するものについては、当該協議に係る国有林野を管轄する森林管理署長も当該協議に加わるものとする。

(公租公課)

第46条 本契約に関連して生じる公租公課は、全て樹木採取権者の負担とする。

(秘密保持義務)

第47条 国及び樹木採取権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、国及び樹木採取権者は、以下の場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について国が指示した場合には、当該指示に従い開示しなければならない。

(1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合

(2) 当該情報を知る必要のある国若しくは樹木採取権者の従業員等（国の職員及び樹木採取権者の役員を含む。）、国若しくは樹木採取権者の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は当該情報を知る必要のある樹木採取権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等、それらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び樹木採取権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合

(4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

(5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(6) 国が本契約の締結版を公表する場合

(7) 国が行う国有林材供給調整検討委員会その他の会議に情報を開示する場合

(8) 樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知）において公表することとされているものを公表する場合

(遅延利息)

第48条 樹木採取権者が本契約に基づく違約金の支払を遅滞したときは、樹木採取権者は、当該支払期日時点における債権管理法施行令第29条第1項の財務大臣の定める率を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。この場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(管轄裁判所)

第49条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争は、

●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(注) ●には、森林管理局の所在地を管轄する地方裁判所の名称を記入する。

(その他)

第50条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾、契約終了告知、解除等は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。ただし、緊急の連絡その他国及び樹木採取権者間で別途の方法によることを合意したものはこの限りでない。なお、国及び樹木採取権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

2 本契約において書面により行わなければならないこととされている行為は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は別紙様式に記載されるべき情報が記載された電子ファイルを添付した電子メールの送信その他の書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 本契約の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 本契約の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる計算単位は、本契約、運用協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。

6 本契約の履行に関する期間の規定については、本契約、運用協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。

7 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(疑義に関する協議)

第51条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、国及び樹木採取権者が誠実に協議してこれを定める。

別紙1 本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針

【本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針を挿入】

別紙2 施業計画

【施業計画を挿入】

別紙3 木材取引計画

【木材取引計画を挿入】

別紙4 安定取引協定書

【安定取引協定書を挿入】

別紙5 前期実施契約において未採取の樹木に係る事項

伐区 番号	林小班	伐区 面積 (ha)	樹種	本数	材積	採取 方法	採取 期間

備考

- 1：樹木料の確定通知に記載された伐区番号等を記載する。
- 2：林小班、伐区面積、樹種、採取方法については、運用協定第31条第1項に基づき国の承認を受けたものを記載し、本数、材積については、樹木料の確定通知における本数、材積を記載する。
- 3：採取期間については、伐区ごとに樹木料の確定通知における搬出期間（延長した場合は当該延長分を含んだ期間）を記載する。

別紙様式第1号（第10条第2項）確定した実行計画の提出

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

印

〇〇樹木採取区〇年度の実行計画の確定について

〇年〇月〇日付けの樹木料の確定通知により、〇〇樹木採取区に係る〇年度実行計画が確定したので実施契約（第〇期）第10条第2項に基づき別紙のとおり提出します。

備考

確定した実行計画を添付してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

〇〇樹木採取区〇〇年度の実行計画の変更について

〇〇樹木採取区〇〇年度の実行計画を変更したいので、実施契約（第〇期）第11条第1項に基づき下記のとおり変更に係る実行計画案を提出します。

記

- 1 変更に係る実行計画案
 - (1) 実行計画台帳案 別紙1のとおり。
 - (2) 実行計画図案 別紙2のとおり。
- 2 その他

備考

- 1：1の変更に係る実行計画案は、変更箇所の下線を引いてください。
- 2：2のその他は、変更の理由を記載してください。

別紙様式第3号（第11条第3項第2号）実行計画変更不可通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長 印

実行計画の変更について（変更の不可）

年 月 日付けで提出された〇〇樹木採取区〇年度実行計画の変更について、下記のとおり収穫調査の実行が不可能であるため、変更に応じられないことを実施契約（第〇期）第11条第3項第2号に基づき通知します。

記

○ 変更に応じられない理由

（注）変更に応じられない理由については、収穫調査の実行が不可能である理由について可能な限り詳細に記載すること。

別紙様式第4号（第12条第3項）実行計画変更不承認通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長 印

実行計画の変更について（不承認）

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区〇〇年度実行計画の変更について、下記のとおり実行計画承認基準に照らして問題があるため、変更に応じられないことを実施契約（第〇期）第11条第3項第3号に基づき通知します。なお、引き続き実行計画の変更を希望する場合は、〇年〇月〇日までに変更した実行計画案を修正して再提出してください。

記

- 実行計画承認基準に照らして問題がある箇所及びその理由

（注）実行計画承認基準に照らして問題のある箇所及び問題点について可能な限り具体的に明らかにすること。

別紙様式第5号（第13条第3項）樹木料の確定通知

番 号
年 月 日

(住所)
(氏名又は名称) 殿

〇〇森林管理局長 印

樹木料の確定通知

〇年〇月〇日付けで選択の通知があった〇〇樹木採取区に係る伐区について、下記のとおり個々の伐区及び本通知に係る樹木料の額を確定したので、実施契約（第〇期）第13条第3項に基づき通知します。なお、本通知により、下記のとおり、伐区及び採取箇所的位置、面積並びに区域標示、伐区に係る採取対象木、運用協定第34条ただし書の範囲が確定するとともに、採取期間、搬出期間を指定します。

記

- 1 本通知の対象となる伐区、樹木料、採取対象木等別添のとおり。
- 2 納付すべき樹木料の額及び納付期限
樹木料を歳入徴収官の発行する納入告知書の定めるところにより次の納付期限までに納付してください。

納付すべき樹木料の額	納付期限
円 (うち消費税 円)	年 月 日

備考

- 1： 樹木採取権者は、納付期限までに樹木料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数について、年 14.60 パーセントの割合により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
 - 2： 延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
 - 3： 樹木採取権者は、樹木料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が樹木料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。
- 3 採取期間及び搬出期間
採取期間及び搬出期間は、以下のとおり指定します。
 - (1) 採取期間 別添のとおり
 - (2) 搬出期間 別添のとおり
 - (3) 採取期間又は搬出期間について3年より短い期間を指定した理由

4 運用協定第34条ただし書の範囲について

運用協定第34条ただし書の範囲については、別添の国有林野の使用対象及び別紙2の範囲内で3の搬出期間に限ります。その他、国有林野の使用については、運用協定第4章及び第7章によるものとします。

5 樹木料納付済届に関する事項

樹木料を納付した後、速やかに実施契約（第〇期）別紙様式第6号により樹木料納付済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

6 着手届に関する事項

樹木の採取に着手する前又は着手した後速やかに、実施契約（第〇期）別紙様式第7号により着手届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

7 採取済届に関する事項

伐区に係る樹木の採取を終えたときは、遅滞なく、実施契約（第〇期）別紙様式第8号により採取済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

8 搬出済届に関する事項

伐区に係る樹木の搬出を終えたときは、遅滞なく、運用協定別紙様式第15号により搬出済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

9 定期報告に関する事項

毎年度、5月末日までに前年度の定期報告を、運用協定別紙様式第24号により国に提出してください。

10 その他の事項

別添

本通知の対象となる伐区、樹木料、採取対象木等

伐区	林班	小班	採取方法	樹種	材種	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	材積 (m ³)	収穫調査の日	樹木料の額 (円) <small>(うち消費税及び地方消費税)</small>	採取対象木	国有林野の使用対象	採取期間	搬出期間	備考	

備考

- 1：採取対象木に係る収穫調査結果の詳細、使用機材、調査者等に関する事項については、別紙1のとおりです。
- 2：伐区の位置及び区域標示、国有林野の使用対象の詳細については、別紙2図面のとおりです。

(注1) 採取対象木は、「標示区域内のNo.テープ貼付木」、「標示区域内の採取禁止木以外の樹木」など採取対象木が明らかとなるよう記載すること。

(注2) 国有林野の使用対象は、伐区のほか実行計画の実行計画図に示された国有林野の使用対象を基に記載すること。

(注3) 伐区の位置及び区域標示については、樹木料等提示書に用いた図面を用い、区域標示の方法について記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿
(〇〇森林管理署長経由)

(住所)
(氏名又は名称)

印

樹木料納付済届

(〇年〇月〇日付け文書番号)で樹木料の確定通知のあった樹木料について、下記のとおり〇年〇月〇日に納付したので、実施契約(第〇期)第13条第3項に基づき提出します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木料の納付を証する書面
別紙のとおり。

備考

別紙として、納入告知書領収証書の写しを添付してください。

別紙様式第7号（第18条第4項）着手届

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿
 (〇〇森林管理署長経由)

(住所)
 (氏名又は名称)

印

着手届 (〇〇樹木採取区)

〇年〇月〇日付けで樹木料の確定通知のあった伐区のうち、下記のとおり樹木の採取に着手します（着手しました）ので、実施契約（第〇期）第18条第4項に基づき提出します。

記

着手した伐区	
業務実施者	(住所) (氏名又は名称)
着手年月日	年 月 日
終了予定日	年 月 日
素材運送請負者	(住所) (氏名又は名称)
素材運搬予定	年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1：着手後提出する場合は、「着手します」を「着手しました」として提出してください。
- 2：樹木の採取又は搬出に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、業務実施者の欄にその者を記載してください。
- 3：提出先が森林管理署支署長又は森林管理事務所長である場合は、「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」又は「〇〇森林管理事務所長」と変更してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿
(〇〇森林管理署長経由)

(住所)
(氏名又は名称)

印

採取済届（〇〇樹木採取区）

〇年〇月〇日付けで樹木料の確定通知のあった伐区のうち、下記の伐区に係る樹木の採取を〇年〇月〇日に終えたので、実施契約（第〇期）第18条第6項に基づき提出します。

記

- 1 樹木の採取を終えた伐区
 - (1) 伐区番号
 - (2) 林小班名
 - (3) 採取期間
- 2 その他特記事項

備考

- 1：提出先が森林管理署支署長又は森林管理事務所長である場合は、「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」又は「〇〇森林管理事務所長」と変更してください。
- 2：2のその他特記事項には、採取しなかった樹木がある場合に、当該箇所及び採取しなかった箇所に係る面積について記載し、当該樹木の箇所を示す図面を添付してください。

別紙様式第9号（第19条第1項）採取期間延長申請書

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

採取期間延長申請書

〇年〇月〇日付けで樹木料の確定通知のあった〇〇樹木採取区に係る伐区のうち、下記の伐区について、実施契約（第〇期）第19条第1項前段に基づき下記のとおり採取期間の延長を申請します。

記

1 採取期間の延長を希望する伐区

- (1) 伐区番号
- (2) 林小班名
- (3) 採取期間

2 延長申請期間

年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）

3 採取未済の数量

- (1) 面積 ha
- (2) 材積 m³

4 延長を希望する理由

備考 3の採取未済の数量については、樹木料の確定通知を基に概数を記載するとともに、採取未済の箇所を示した図面を添付してください。

別紙様式第 10 号（第 19 条第 1 項）採取期間の延長の承認

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長 印

採取期間の延長について

〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇樹木採取区に係る採取期間の延長について、実施契約（第〇期）第 19 条第 1 項中段に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 採取期間の延長を承認した伐区
 - （1）伐区番号
 - （2）林小班名
 - （3）採取期間

- 2 延長期間
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）

- 3 延滞料 円（うち消費税及び地方消費税 円）

- 4 延滞料の納付期限

- 5 その他

備考

- 1：樹木採取権者は、納付期限までに延滞料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
- 2：延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
- 3：樹木採取権者は、樹木料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が樹木料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。

（注）搬出期間が採取期間に満たない場合には、延長された採取期間まで搬出期間も延長される（運用協定第 29 条第 5 項）ことから、延長された搬出期間を 5 に記載すること。

別紙様式第 11 号（第 31 条第 1 項）主要取引先の変更

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

主要取引先の変更

〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の安定取引協定書及び木材取引計画に基づく取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったので、下記のとおり実施契約（第〇期）第 31 条第 1 項に基づき届け出ます。

記

- 1 主要取引先の変更時期及び内容
- 2 変更の理由
- 3 変更後の安定取引協定書及び木材取引計画別紙のとおり。

備考 3 には変更した主要取引先の誓約書を添付してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

印

施業計画の変更について

〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）第 35 条第 1 項第〇号に基づき施業計画を変更したいので、下記のとおり同項に基づき提出します。

記

- 1 提出書類
 - (1) 施業計画案
 - (2) 契約変更後初年度の実行計画案
- 2 変更の理由

備考 1は、現行のそれぞれの計画を変更し、変更箇所の下線を引いてください。

別紙様式第 13 号（第 35 条第 1 項）計画等承認基準の変更に係る通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長 印

計画等承認基準の変更による計画等の変更について

計画等承認基準が変更されたため、〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の計画等について変更後の計画等承認基準に照らして問題ないかを確認したところ、下記の書面について問題があると認めますので、実施契約（第〇期）第 35 条第 1 項に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 問題があると認める書面
- 2 問題があると認める理由

（注 1） 1 は、施業計画、実行計画、実行計画案、木材取引計画又は安定取引協定書のうち、問題があると認める書面を明示すること。

（注 2） 2 は、1 の書面ごとに問題があると認める理由を記載すること。

国有林野の管理経営に関する法律に基づく
樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等（案）

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第2章の2の規定に基づく森林管理局長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び第12条第1項の処分基準は、次のとおりとする。

第1 審査基準

1 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定

(1) 法第8条の10第1項の審査

ア 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実にを行うに足りる経理的基礎を有すると認められること（第1号関係）

以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するとともに、素材生産に関して、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「森林経営管理法運用通知」という。）別紙の1の表（5）の基準を満たすこと。

（ア）樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき公表された民間事業者であること。

（イ）樹木採取区の所在する都道府県が森林経営管理法運用通知第13の3に基づき定めた公募要領等における森林経営管理法第36条第2項に規定する要件に該当するか否かを判断する基準を満たす民間事業者であること。

イ 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること（第2号関係）

条文の基準による。

ウ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること（第3号関係）

以下の全てを満たすこと。

（ア）木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等について、それぞれ木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知）第3の2（3）及び（4）に該当する者であるとともに、同通知第3の5ハに適合する者であること。

（イ）樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針（以下「事業の基本的な方針」という。）が、申請者から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に基づき、必要な場合には木材の生産・流通改善のための施設の整備を行い、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るという趣旨に沿った有効かつ適切なものであること。

- (ウ) 事業の基本的な方針が、樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画（以下単に「地域管理経営計画」という。）及び法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準（以下「採取の基準」という。）に適合するものであること。
- (エ) 事業者間における木材の取引（申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等その他の事業者間における木材の取引及び申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等又は木材の取引に係る卸売業者その他の事業者がこれらの事業者を兼ねる場合における当該事業者内における木材の移動、加工、利用等をいう。以下同じ。）に係る協定等（申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。以下「安定取引協定」という。）の締結により、樹木採取区から供給される木材の年間取引量が安定的であり、その供給先が確保されることが確実と見込まれること。
- (オ) 樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用事業者等に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えていること。
- (カ) 安定取引協定の内容が、以下の全てを満たすこと。
- ① 取引を行う木材に係る取引量の計画、引取期間、引取場所、価格の決定及びその見直し方法等の取引関係に関する事項が記載されており、その内容が申請書における「木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項」と整合していること。
 - ② ①の取引関係に関する事項が一方的かつ不当な内容のものとなっていないこと。
 - ③ 安定取引協定の存続期間及び更新の方法が記載されていること。
 - ④ 安定取引協定の存続期間が設定される予定である樹木採取権の存続期間以上の期間となっていること又は樹木採取権の存続期間以上の期間となっていない場合において安定取引協定の更新の方法が自動更新等の継続性の高い方法となっていること。
- (キ) 申請者、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の間の取引に卸売業者その他の事業者が介在する場合において当該その他の事業者も含めた安定取引協定が締結されている等、提出された安定取引協定から確認できる事業者間における木材の取引が取引全体・サプライチェーンに対応したものとなっていること。
- (ク) 木材生産流通改善施設を整備する場合には、当該施設が、木材生産の安定化及び流通の円滑化を図るために必要な施設の種類でありかつ適切な処理能力を持ったものであること。
- (ケ) 木材製品利用事業者等の行う木材の需要の開拓の内容が適切なものであること。
- (コ) 木材の安定的な取引関係の確立に伴い必要となる資金の額が、申請書内容及び設定される予定である樹木採取権の存続期間を勘案して適切に計上され、かつ、その調達方法が適切なものであること。

エ 前3号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと（第4号関係）

法第3条の国有林野の管理経営の目標等を踏まえ、申請書の記載内容、実施を予定している行為の性質、態様等を総合的に勘案し、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性を判断するが、申請者が以下の場合に該当するときは、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

(ア) 樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽を樹木の採取と一体的に行う旨の意思を表明しなかった場合

(イ) 樹木採取区の特性等を踏まえ、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から森林管理局長が公募において設定した要件を満たさない場合

(ウ) 樹木の採取に当たって不適切な薬品、機械等を使用する計画を有する場合

(エ) 樹木の採取に併せて、不適切な土地の使用等、国有林野の有する公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれのある行為を計画している場合

(オ) レクリエーション利用等、国有林野に係る第三者の利用を不当に排除するおそれがある場合

(2) 法第8条の10第2項の樹木採取権の設定を受ける者の選定

法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第28条の11に掲げる事項を具体化したものとして森林管理局長が公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価した点数の合計（以下「評価点」という。）により行う。

評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。ただし、評価点の最も高い者が2者以上ある場合には、評価点の最も高い者のうち、以下に掲げる者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。

ア 申請額に係る点数が高い者

イ 申請額に係る点数が同点である場合には、事業の実施体制に係る点数が高い者

ウ 申請額に係る点数及び事業の実施体制に係る点数が同点である場合には、地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が高い者

エ 申請額に係る点数、事業の実施体制に係る点数及び地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が同点である場合には、森林管理局長が公募時に示すその他の評価項目の点数について、森林管理局長が公募時に示した順で当該評価項目の点数が高い者

(3) 法第8条の11の欠格事由

ア この法律又は森林法（昭和26年法律第249号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第1号関係）

条文の基準による。

イ 法第 17 条第 1 項の規定により法第 10 条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から 2 年を経過しない者（第 2 号関係）

条文の基準による。

ウ 法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者（第 3 号関係）

条文の基準による。

エ 十分な社会的信用を有していない者（第 4 号関係）

樹木採取権は、国民共有の財産である国有林野の樹木を長期にわたり独占的に採取する権利であることに鑑み、樹木採取権の設定を受けるにふさわしい社会的信用を有しているかという観点から適合性を判断する。

（ア）から（カ）までについては、本基準に該当するものとして取り扱う。

（キ）以降については、過去の違反事例、苦情等の内容等を総合的に評価し、樹木採取権の設定を認めることが著しく不適当な場合についてのみ、本基準に該当するものとする。

（ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、破産手続開始の決定を受けた法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（イ）樹木採取権者が法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該樹木採取権者の親会社等（ある法人に対して①から③までのいずれかの関係（以下「特定支配関係」という。）を有する法人及びある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人をいう。（カ）において同じ。）であった法人で、その取消しの日から 2 年を経過しないもの

① その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

③ その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

（ウ）次のいずれかに該当する者

① 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 2 年を経過しない者

③ 樹木採取権者が法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内

- に当該樹木採取権者の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から2年を経過しないもの
- ④ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（ア）又は①から④までのいずれかに該当するもの
- (エ) 法人であって、その業務を行う役員のうち（ア）または（ウ）のいずれかに該当する者があるもの
- (オ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から2年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (カ) その者の親会社等が（ア）から（エ）までのいずれかに該当する法人
- (キ) 樹木の採取に伴い必要となる他法令に基づく手続（例えば自然公園法（昭和32年法律第161号）、砂防法（明治30年法律第29号）における伐採の許可等）において、違反をした実績がある者
- (ク) 行政機関に対し森林施業に関する苦情が寄せられている者
- (ケ) 過去に森林窃盗等悪質な事例の報告がなされている者
- (コ) 国内外において強引な森林施業を実施していると認められる者
- (サ) 反社会的行為に関与した者
- (シ) 過去に暴力団員であった者又は暴力団と密接な関係を有する者（（ウ）②、（エ）、（オ）を除く。）
- (ス) 我が国の森林・林業関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45条）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがある者
- (セ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがある者（（ウ）①、（エ）を除く。）
- (ソ) 所属した法人等又は現在所属する法人等が行政機関より造林の命令等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失によりこれを生ぜしめたことがある者又は当該者を構成員とする法人
- (タ) 業務に関連して法令に違反し、代表役員、一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者
- (チ) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大又は悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
- (ツ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
- (テ) 森林経営管理法運用通知別紙の1（6）の行動規範、ガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者
- (ト) 森林の経営管理又は樹木採取権の行使を適切に行うことができない若しくは森林の経営管理又は樹木採取権の行使に関し不正若しくは不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(ナ) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらの契約に基づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、重大な契約上の義務違反があった者又は正当な理由なく契約上の義務を履行せず、国からの契約解除に至ったことがある者

(ニ) 法第8条の21に基づく国の指示を受け、正当な理由なく指示に従わなかったと認められる者で、指示に従わなかったと認められる時点から2年を経過しない者

(ヌ) その他十分な社会的信用を有していると認め難い者

オ 法人であって、その業務を行う役員のうちアからエのいずれかに該当する者があるもの（第5号関係）

条文の基準による。

(4) 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定

樹木採取権の設定又は設定をしないことの決定は、法第8条の12第2項に基づく関係都道府県知事への協議の結果を踏まえ、行う。

2 法第8条の13第2項又は第3項の規定に基づく事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可

法第8条の13第2項又は第3項の規定を基としつつ、以下に掲げる内容を総合的に勘案する。

(1) 「事業」には、樹木採取権の行使による樹木の採取のほか、具体的な箇所を採取するための、機械の搬入、土場の開設等の準備行為を含む。

(2) 事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由には、次に掲げる理由は該当するものとする。

ア 天災地変

イ 樹木採取権実施契約を締結した後、樹木料の納付に係る手続が国の責めに帰すべき事由により完了しないため。

ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等が遅延しているため。

エ 条例その他の法令等による制限があるため。

オ 国、地方公共団体その他の機関が樹木採取区において事業等を行うため。

カ その他事業を開始することができないこと又は事業を休止することが真にやむを得ないと認められる理由

(3) 次に掲げる理由は、事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由に該当しないものとする。

ア 必要な資金が単に不足しているため。

イ 事業の実施体制が整っていないため。

3 法第8条の17第2項の樹木採取権の移転の許可

(1) その申請をした者が、法第8条の10第1項各号に掲げる基準に適合し、かつ、法第8条の11各号のいずれにも該当しないこと（法第8条の17第5項第1号関係）

1 (1) 及び (3) の基準による。

(2) その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同

号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること（法第8条の17第5項第2号関係）

ア その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針に照らして適当なものであること

法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針の内容を勘案する。

イ その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された申請額に照らして適当なものであること

その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された申請額と同等であることとする。

第2 処分基準

1 樹木採取権の法人の合併その他の一般承継に係る法第8条の18第2項の基準第1の3の基準に準ずる。

2 法第8条の21の規定に基づく指示（行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するもの。）

法第8条の21の規定に基づく指示（行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するものに限る。以下単に「指示」という。）については、事業の実施状況等を総合的に勘案した上で、以下の場合に行う。

(1) 樹木採取権者による樹木の採取が地域管理経営計画又は採取の基準に適合しない場合

(2) 樹木採取権者による木材の取引実績が、樹木採取権実施契約における木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に適合しない場合

(3) 樹木採取権実施契約又は樹木採取権運用協定における契約上の義務違反が認められた場合において、国が樹木採取権者に対して行った是正の勧告に従わないときその他の当該義務違反に係る是正が認められない場合

(4) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらに基づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、軽微でない違反が認められた場合

(5) 樹木採取権者の行為によって、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の事業の適正を期するため指示を行う必要があると認められる場合

3 法第8条の22第1項の規定に基づく樹木採取権の取消し要件該当性の判断は、以下のとおり行う。

(1) 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となったとき（第1号イ関係）

申請書及びその添付書類の内容に不実の記載があったことが明らかになったときは、当該不実の記載がなされるに至った状況等を総合的に勘案する。

(2) 法第8条の11第1号、第2号、第4号又は第5号に該当することとなったとき（第1号ロ関係）

第1の1(3)ア、イ、エ又はオによる。ただし、複数の樹木採取権の設定を受けている樹木採取権者が法第8条の11第3号に該当することとなったときは、法第8条の11第4号に該当するものとして取り扱う。

(3) 法第8条の12第4項の納付期限までに権利設定料を納付しなかったとき(第1号ハ関係)

条文の基準による。ただし、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第24条に基づき、履行期限を延長する処分を行った場合であって、樹木採取権者が当該処分により延長された履行期限までに権利設定料を納付したときは、法第8条の12第4項の納付期限までに権利設定料を納付したものと取り扱う。

(4) 法第8条の13第1項若しくは第2項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第3項の規定に違反して引き続き1年以上休業したとき(第1号ニ関係) 条文の基準による。

(5) 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき(第1号ホ関係)

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、申請書及びその添付書類に記載された内容の事業を実施できなかつた、又はできないことが明らかであるかについて、樹木採取権者による事業の実施状況等を総合的に勘案する。

ア 法第8条の10第1項第1号、第3号又は第4号に該当しなくなつた場合

イ 樹木採取権者が申請書及びその添付書類に即した内容の樹木採取権実施契約を締結することを拒む場合

ウ 樹木採取権者が樹木採取権運用協定の締結を拒む場合

エ 樹木採取権者に樹木採取権運用協定の重大な違反があり、そのことにより樹木採取権実施契約が締結できなくなつた場合

オ その他事業を実施できなかつた、又はできないことが明らかになつたと認められる場合

(6) 第1号ホに掲げる場合のほか、法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき(第1号ヘ関係)

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、樹木採取権実施契約において定められた事項についての違反の程度、態様、法第8条の21の規定に基づく指示の必要性等を総合的に勘案する。

ア 採取の基準に適合しない樹木の採取が行われた場合

イ 地域管理経営計画に適合しない樹木の採取が行われた場合

ウ 樹木採取権実施契約に記載されていない箇所における樹木の採取又は記載された面積を超える樹木の採取が行われた場合

エ 国有林野の使用に係る樹木採取権実施契約の違反により、周辺の環境又は第三者の国有林野の利用に悪影響が生じた場合

オ 樹木採取権実施契約に基づく報告等において、虚偽の記載等が行われた場合

カ その他樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたと認められる場合

- (7) 法第8条の14第4項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき（第1号ト関係）
条文の基準による。ただし、樹木採取権者が誤伐により樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木の採取を行った場合においては、誤伐の程度等を総合的に勘案する。
- (8) 法第8条の18第1項の規定による届出をしなかったとき（第1号チ関係）
条文の基準による。
- (9) 法第8条の18第2項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき（第1号リ関係）
条文の基準による。
- (10) 正当な理由がなく、法第8条の21の指示に従わないとき（第1号ヌ関係）
「正当な理由」には、以下のようなものが該当する。
ア 天災地変
イ 国における手続の遅延等、国の責めに帰すべき事由
ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等の遅延
エ 条例その他の法令等による制限
オ 国、地方公共団体その他の機関の樹木採取区における事業等の実施
カ その他指示に従わないことが真にやむを得ないと認められる事由
- (11) 法第8条の24において準用する法第13条各号に掲げる保護義務の実施を怠ったとき（第1号ル関係）
樹木採取権者が保護義務の実施を怠ったことにより国又は第三者に損失が生じた場合において、保護義務の実施を怠った程度等を総合的に勘案する。
- (12) 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき（第2号関係）
「公益上やむを得ない必要が生じたとき」には、以下のようなものが該当する。
ア 樹木採取区を土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業、森林法第4条第5項に規定する林道の開設及び改良の事業、同法第41条第3項に規定する保安施設事業並びに国有林野事業の用途に供する必要が生じたとき。
イ 樹木採取区において、森林法第25条第1項に基づく保安林の指定その他の法令又は条例に基づく地域の指定により樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が生じたとき。
ウ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために地域を指定して、樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が生じたとき。
エ その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

樹木採取権運用協定及び実施契約書に係る印紙税の考え方について

○ 運用協定及び実施契約書は、印紙税法の課税文書に該当しないものと考えられる。

1. 樹木採取権について

樹木採取権は、国有林野の一定の区域（樹木採取区）に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利である。この樹木採取権は、農林水産大臣の行政処分（講学上の「特許」）により、創設的に設定されるものであり、樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得する（＝採取する）ことにより、自己の所有に移すことをその内容とするものである。なお、樹木採取権は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の15に基づき、みなし物権として扱われる。

2. 樹木採取権に関する契約書等について

樹木採取権者は、樹木採取権を設定されることにより、原則として、樹木採取区内の樹木を自らの判断で採取する権利を有することとなる。しかし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保等の観点から、樹木採取権者が全く自由に樹木採取権の行使を行うこととなれば、国民生活に多大な影響をもたらすおそれがある。このため、事業を開始する前に、樹木採取権者は国と樹木採取権の行使方法を定める実施契約を締結しなければならないこととしている。

また、実施契約は5年を1期として契約することとされている一方、樹木採取権は法律上は最長50年間の存続期間を設定することができる（実務上は、10年を基本とする見込み）。このため、実施契約のみでは、樹木採取権の存続期間を通じて樹木採取権者と国の権利義務関係を規律することができないことから、実施契約とは別に、存続期間を通じて効力を有する運用協定を締結することとしている。

3. 運用協定及び実施契約書が該当する課税文書の検討

印紙税法（昭和42年法律第23号）は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）に課税することとしており、運用協定及び実施契約書（実施契約を証する文書をいう。以下同じ。）について、印紙税法の課税文書に該当するかの検討が必要である。

樹木採取権制度は、（1）みなし物権である樹木採取権が設定されることにより、（2）樹木採取権が設定された樹木採取権者が一定の期間、樹木を採取することから、外形的には、（1）印紙税法別表第1の第1号の1（不動産等の譲渡に関する契約書）又は2（地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書）の課税文書（以下「第1号の1又は2の課税文書」という。）に該当する可能性、（2）印紙税法別表第1の第7号（継続的取引の基本となる契約書）の課税文書（以下「第7号の課税文書」という。）に該当する可能性が考えられる。

ただし、印紙税法の課税文書に該当するかどうかの判断は、個々の文書の内容に基づいて判断することとされていることから、運用協定及び実施契約書の内容（ひな形）に鑑み、次のように整理できるものとする。

(1) 第1号の1又は2の課税文書に該当する可能性

樹木採取権の設定は、行政処分として通知により行うこととしている。運用協定及び実施契約書は、行政処分により設定された樹木採取権について、その行使方法を定めるものである。

この点、印紙税法別表第一の第1号の1文書は「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」であるところ、運用協定、実施契約は、同号に限定列挙された物件の譲渡に関するものではないことから該当しないものと考えられる。なお、鉱業権は樹木採取権と同様みなし物権という点で、樹木採取権の譲渡も本号に該当するとの考え方もあり得るが、運用協定及び実施契約は、これ自体で樹木採取権を譲渡する契約ではないから、これも該当しないものと考えられる。

また、印紙税法別表第一の第1号の2文書は「地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書」であるところ、運用協定及び実施契約は、同号に限定列挙された、「地上権又は土地の賃借権」の設定又は譲渡に関する契約書ではないことから該当しないものと考えられる。なお、樹木採取権は設定という行政処分によるものという点で、樹木採取権の設定も本号に該当するとの考え方もあり得るが、運用協定及び実施契約は、これ自体で樹木採取権を設定する契約ではない（契約によって樹木採取権を設定するものではない）から、該当しないものと考えられる。

したがって、運用協定及び実施契約は、第1号の1又は2の課税文書には該当しないものと考えられる。

なお、印紙税法別表第一の第1号の3文書及び同号の4文書はいずれも明らかに該当しないものと考えられる。

(2) 第7号の課税文書に該当する可能性

印紙税法別表第一の第7号文書は、「継続的取引の基本となる契約書（契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が三月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。）」であるところ、「継続的取引の基本となる契約書」とは、印紙税法施行令（昭和42年政令第108号）第26条各号に掲げられている。しかしながら、樹木採取権制度では、樹木採取権の設定を経て樹木料を支払うことにより個々の樹木の所有権が移転するのであり、売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負のいずれにも該当しない点で同条第1号には該当しないものと考えられる。

また、同条第2号に限定列挙された業務又は事務のいずれにも該当しないことから同号にも該当しないものと考えられる。

同条第3号から第5号までについては、各号に規定される者に該当しないことから同号にも該当しないものと考えられる。

したがって、運用協定及び実施契約は、同条各号のいずれにも該当しないことから、第7号の課税文書には該当しないものと考えられる。

(3) まとめ

(1) 及び (2) より、運用協定及び実施契約書は、印紙税法の課税文書には該当しないものと考えられる。

【参考1】

印紙税法基本通達（昭和52年間消1-36、官会1-31、徴管1-7、徴徴1-11）

第3条 文書が課税文書に該当するかどうかは、文書の全体を一つとして判断するのみでなく、その文書に記載されている個々の内容についても判断するものとし、また、単に文書の名称又は呼称及び形式的な記載文言によることなく、その記載文言の実質的な意義に基づいて判断するものとする。

2 前項における記載文言の実質的な意義の判断は、その文書に記載又は表示されている文言、符号を基として、その文言、符号等を用いることについての関係法律の規定、当事者間における了解、基本契約又は慣習等を加味し、総合的に行うものとする。

第12条 法に規定する「契約書」とは、契約当事者の間において、契約（その予約を含む。）の成立、更改又は内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証明する目的で作成される文書をいい、契約の消滅の事実を証明する目的で作成される文書は含まない。

なお、課税事項のうちの一の重要な事項を証明する目的で作成される文書であっても、当該契約書に該当するのであるから留意する。

おって、その重要な事項は別表第2に定める。

（注） 文書中に契約の成立等に関する事項が記載されていて、契約の成立等を証明することができるとしても、例えば社債券のようにその文書の作成目的が契約に基づく権利を表彰することにあるものは、契約書に該当しない。

別表第2 重要な事項の一覧表

1 第1号の1文書

第1号の2文書のうち、地上権又は土地の賃借権の譲渡に関する契約書

第15号文書のうち、債権譲渡に関する契約書

- (1) 目的物の内容
- (2) 目的物の引渡方法又は引渡期日
- (3) 契約金額
- (4) 取扱数量
- (5) 単価
- (6) 契約金額の支払方法又は支払期日
- (7) 割戻金等の計算方法又は支払方法
- (8) 契約期間
- (9) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (10) 債務不履行の場合の損害賠償の方法

2 第1号の2文書のうち、地上権又は土地の賃借権の設定に関する契約書

- (1) 目的物又は被担保債権の内容
- (2) 目的物の引渡方法又は引渡期日
- (3) 契約金額又は根抵当権における極度金額
- (4) 権利の使用料
- (5) 契約金額又は権利の使用料の支払方法又は支払期日

- (6) 権利の設定日若しくは設定期間又は根抵当権における確定期日
- (7) 契約に付される停止条件又は解除条件
- (8) 債務不履行の場合の損害賠償の方法

5 第7号文書

- (1) 令第26条《継続的取引の基本となる契約書の範囲》各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件
- (2) 契約期間（令第26条各号に該当する文書を引用して契約期間を延長するものに限るものとし、当該延長する期間が3か月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。）

【参考2】

印紙税法施行令（昭和42年政令第108号）

（継続的取引の基本となる契約書の範囲）

第二十六条 法別表第一第七号の定義の欄に規定する政令で定める契約書は、次に掲げる契約書とする。

- 一 特約店契約書その他名称のいかんを問わず、営業者（法別表第一第十七号の非課税物件の欄に規定する営業を行う者をいう。）の間において、売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する二以上の取引を継続して行うため作成される契約書で、当該二以上の取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格を定めるもの（電気又はガスの供給に関するものを除く。）
- 二 代理店契約書、業務委託契約書その他名称のいかんを問わず、売買に関する業務、金融機関の業務、保険募集の業務又は株式の発行若しくは名義書換えの事務を継続して委託するため作成される契約書で、委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの
- 三 銀行取引約定書その他名称のいかんを問わず、金融機関から信用の供与を受ける者と当該金融機関との間において、貸付け（手形割引及び当座貸越しを含む。）、支払承諾、外国為替その他の取引によつて生ずる当該金融機関に対する一切の債務の履行について包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書
- 四 信用取引口座設定約諾書その他名称のいかんを問わず、金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者又は商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項（定義）に規定する商品先物取引業者とこれらの顧客との間において、有価証券又は商品の売買に関する二以上の取引（有価証券の売買にあつては信用取引又は発行日決済取引に限り、商品の売買にあつては商品市場における取引（商品清算取引を除く。）に限る。）を継続して委託するため作成される契約書で、当該二以上の取引に共通して適用される取引条件のうち受渡しその他の決済方法、対価の支払方法又は債務不履行の場合の損害賠償の方法を定めるもの
- 五 保険特約書その他名称のいかんを問わず、損害保険会社と保険契約者との間において、二以上の保険契約を継続して行うため作成される契約書で、これらの保険契約に共通して適用される保険要件のうち保険の目的の種類、保険金額又は保険料率を定めるもの

【参考3】

印紙税法（昭和42年法律第23号）

別表第1

- 1 この表における文書の所属の決定は、この表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。
- 2～4 （略）
- 5 この表の第一号、第二号、第七号及び第十二号から第十五号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。
- 6 1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件
	物件名	定義		
一	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 3 消費貸借に関する契約書 4 運送に関する契約書（用船契約書を含む。）	1 不動産には、法律の規定により不動産とみなされるもののほか、鉄道財団、軌道財団及び自動車交通事業財団を含むものとする。 2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいう。 3 運送に関する契約書には、乗車券、乗船券、航空券及び運送状を含まないものとする。 4 用船契約書には、航空機用の用船契約書を含むものとし、裸用船契約書を含まないものとする。	1 契約金額の記載のある契約書次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 二百円 十万円を超え五十万円以下のもの 四百円 五十万円を超え百万円以下のもの 千円 百万円を超え五百万円以下のもの 二千円 五百万円を超え千万円以下のもの 一万円 千万円を超え五千万円以下のもの 二万円	1 契約金額の記載のある契約書（課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるものを除く。）のうち、当該契約金額が一万円未満のもの

			<p>五千万円を超え一億円以下のもの 六万円</p> <p>一億円を超え五億円以下のもの 十万円</p> <p>五億円を超え十億円以下のもの 二十万円</p> <p>十億円を超え五十億円以下のもの 四十万円</p> <p>五十億円を超えるもの 六十万円</p> <p>2 契約金額の記載のない契約書 一通につき 二百円</p>	
二～六 (略)				
七	<p>継続的取引の基本となる契約書（契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が三月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。）</p>	<p>1 継続的取引の基本となる契約書とは、特約店契約書、代理店契約書、銀行取引約定書その他の契約書で、特定の相手方との間に継続的に生ずる取引の基本となるもののうち、政令で定めるものをいう。</p>	<p>一通につき 四千元</p>	
八～二十 (略)				

損失補償の考え方について（素案）

（1）公益取消し・権利消滅における損失補償及び基準について

樹木採取権制度では、国有林野の管理経営に関する法律第8条の23の規定により、公益上やむを得ない必要があった場合及び樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合には、樹木採取権が取り消され、又は消滅することとなり、国は樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償することとされており、補償額を算定する基準が必要となる。

一般的に、公用・公共用の事業に伴う損失補償については、「公共用地の取得に伴う損失補償要綱（昭和37年6月29日閣議決定）」、「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定。以下「損失補償基準」という。）」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定。以下「基準細則」という。）」（以下「損失補償基準等」という。）によって、補償額の算定を行っている。

損失補償基準等は「損失の適正な補償の確保を図ること」を目的として、行政の行為により権利が消滅した場合の損失の補償の基準であることから、樹木採取権における損失補償においても、損失補償基準等を参考に補償額を算定することが妥当であると考えられる。

（2）樹木採取権における損失補償額の考え方

① 基本的な考え方

損失補償においては、権利消滅という事実だけを見て相応する額を補償するのではなく、実際にどのような損失が生じるかを考慮することが必要である。

損失補償基準等においては、土地に関する所有権以外の権利については、権利の正常な取引価格による補償が想定されている。しかしながら、樹木採取権については、意欲と能力のある林業経営者を育成するという制度の趣旨や、権利の移転に際して国の認可が必要であることを踏まえると、権利の移転により利益を得ることは例外的な場合に留まる。

また、樹木採取権は、国有林の一定区域において、一定期間、独占的に樹木を採取することを可能とする権利であるが、

- イ) 樹木採取権者は意欲と能力のある林業経営者を対象としており、樹木採取権以外の国有林や民有林において事業を実施することが可能であること
- ロ) 樹木採取権は有期の権利であり、存続期間が終了すれば、経営体の規模に合わせて新たに事業地を確保することが想定されること
- ハ) 樹木採取権以外の森林資源は十分な量があり、民有林や他の国有林において新たに事業地を確保することは比較的容易であること

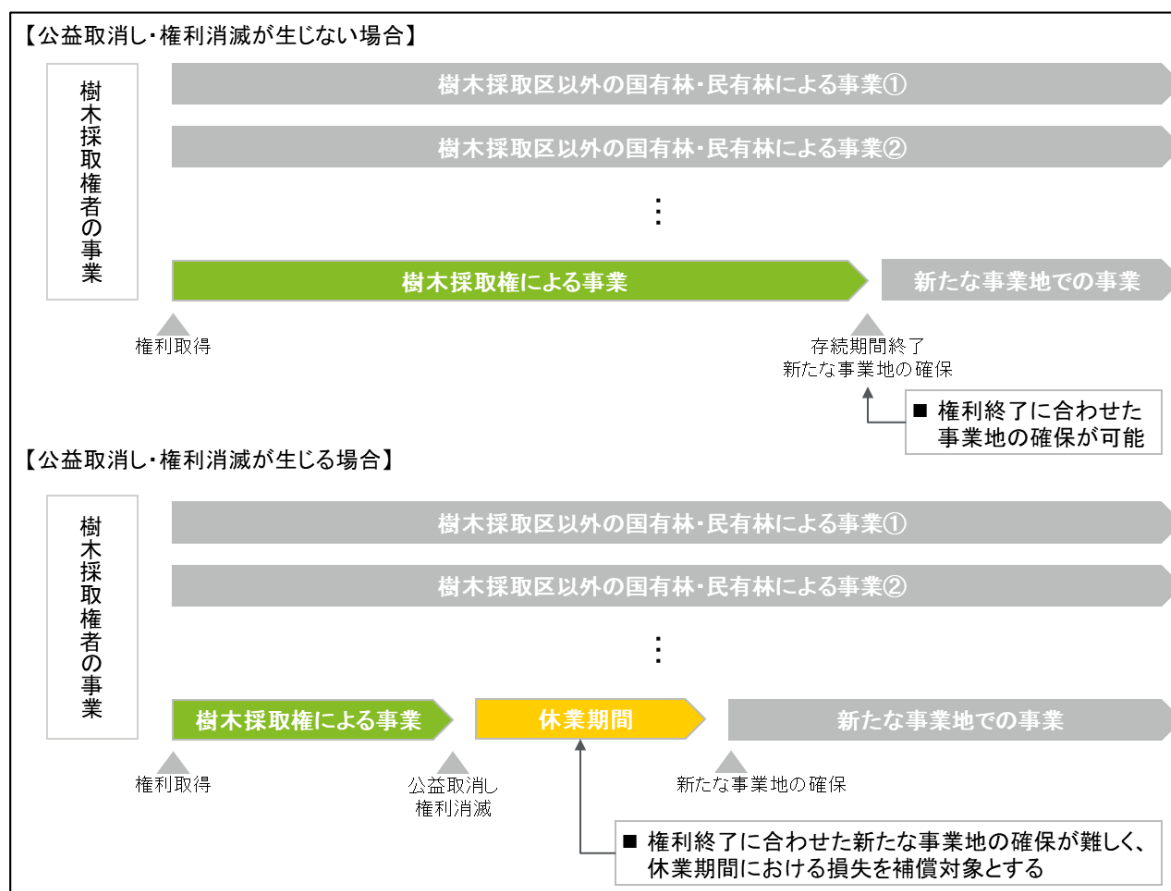
から、樹木採取権者は、樹木採取権の消滅によって、直ちに事業を廃止することは想定されない（※）。

ロ) については、樹木採取権の存続期間が当初の想定通りに終了する場合には、予見が容易であり、存続期間中から新たな事業地の確保を図ることが可能である。他方、公益取消しの場合には、当初から予見が難しいため、存続期間が想定通りに終了した場合に比べて、権利の終了に合わせて新たな事業地を確保することができず、一定の期間、樹木採取権事業相当分の事業は休業せざるを得ない状況が生じることが考えられる。

これらを踏まえると、樹木採取権の損失補償においては、樹木採取権の資産価値の喪失や営業の廃止ではなく、権利が消滅してから新たな事業地を確保するまでの間、事業を休止することによって損失が生じるとの考え方に立ち、営業休止の補償基準を参考に損失補償額を算定することが考えられる。

※ 事業協同組合で樹木採取権を取得している場合、権利の消滅によって組合を解散するため事業の廃止に該当するよう見えるが、組合員である事業者にはイからハマまでの事項が該当し、直ちに事業を廃止することは想定されない。

樹木採取権者の事業と休業期間の発生



② 一定期間、安定的に樹木を採取できることによる利益について

樹木採取権は、一般的な国有林の立木販売に比べて、一定期間・安定的に樹木を採取できることによる利益が生じることが想定されており、当該利益の補償が問題になる。

しかしながら、当該利益は、①入札や契約に係る事務コストの低減、②施業コストの低減によるものであるが、①は権利設定料、②は樹木料（申請時の割増率）に反映されることから、権利設定料を返還すること及び樹木料の納付は生じないこと（納付済みの場合は返還すること）により、損失は生じないこととなる。

このことから、一定期間、安定的に樹木を採取できることによる利益については、特別な補償は不要とする。

③ 樹木採取権の規模に関する留意事項

樹木採取権の規模は10年間、200～300ha程度を基本とすることとしており、基本的な考え方はこの規模を想定しているため、損失補償の対象となる樹木採取区は数年分であり、同規模の新たな事業地の確保は比較的容易に行われることを前提にしている。このため、10年間、200～300haを大幅に超える大規模な樹木採取権に関する損失については、別途、規模の大きさに由来する逸失利益の有無の検討が必要になる可能性がある。

(3) 損失補償基準等の適用方法

(2)の基本的な考え方に沿って、損失補償基準等における営業休止に関する基準を適用することを基本とするが、実際の算定に当たっては、個別の事情も勘案して算定することとなる。

① 損失補償基準における規定

営業休止等の補償について定める損失補償基準第44条では、次の各号を補償することとしており、当該基準を樹木採取権に当てはめて適用する。ただし、第四号における店舗等の移転に伴い生じる損失額については、樹木採取権者が、国の許可を受けて事業に必要な施設・設備を樹木採取区に設置していた場合に適用する。

- 一 通常休業を必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額
- 二 通常休業を必要とする期間中の収益減（個人営業の場合においては所得減）
- 三 休業することにより、又は店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額（前号に掲げるものを除く。）
- 四 店舗等の移転の際における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額

② 基準細則における規定

損失補償基準第44条第一号から第三号までについては、基準細則第27で下記のとおり詳細化されており、樹木採取権に適合するように調整する。

- (一) 通常休業を必要とする期間
- (二) 固定的な経費
- (三) 従業員に対する休業手当相当額
- (四) 休業期間中の収益減
- (五) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

(一) 通常休業を必要とする期間

基準細則では建物の移転に係る期間を前提としているため、樹木採取権においては、新たに事業地を確保するために必要な期間を設定することが必要となる。

基本的な考え方として、樹木採取区が頻繁に近隣区域で設定されることは想定しづらく、樹木採取権の公募に要する期間を基準に設定することは妥当では

ないと考えられる。このため、公示される頻度が相対的に高い国有林の立木販売を基準に設定することが考えられる。

具体的には、1年間を、樹木採取区が設定されていた地域（森林計画区）における過去〇年平均の年間の公示数で除した期間となる。

※分かりやすさを優先すれば、樹木採取権を再度取得するまでの期間と考えて、樹木採取区の公示から権利設定（事業開始）までに想定される期間とすることも考えられる

（二）固定的な経費

樹木採取権者は、樹木採取権に係る事業のみを実施しているわけではないことから、樹木採取権に係る費用のみに限定する。

- 一 公租公課
- 二 電気、ガス、水道、電話等の基本料金
- 三 営業用資産の減価償却費及び維持管理費
- 四 機械器具使用料及び借入資本利子
- 五 従業員のための法定福利費
- 六 従業員の福利厚生費
- 七 その他の固定経費

（三）従業員に対する休業手当相当額

（二）と同様、樹木採取権に従事する従業員を休職させる場合にのみに限定する。

（四）休業期間中の収益減

休業期間中に得られる収益は、仮に樹木採取権が存続していた場合、休業期間相当の期間で実現しうる収益とする。具体的には、休業期間内に伐採することができたと想定される材積（以下「想定材積」という。）に対して、立木販売予定価格の評定公式を用いて収益を算定する（別紙参照）。

なお、想定材積は、基礎額算定林分における材積に、次の想定採取面積を考慮して設定する。

$$\text{想定採取面積} = \text{残存する採取可能面積} \times \frac{\text{（一）の休業期間}}{\text{残存存続期間}}$$

（五）一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

林業の実態から、樹木採取区と新たな事業地の所在が大きく離れて取引先が変更となることは想定しづらいことから、原則として、得意先の喪失による損失は想定しない。

(4) 第三者委員会による確認について

実際に補償額を決定するに当たっては、上記の考え方に基づき算定した補償額について、林野庁において有識者等による第三者委員会を開催し、適切な補償額であるか確認する。

【参考 1】

○ 公共用地の取得に伴う損失補償要綱（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）

（営業休止等の補償）

第 3 2 条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業を一時休止する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

- 一 通常休業を必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額
- 二 通常休業を必要とする期間中の収益減（個人営業の場合においては、所得減）
- 三 休業することにより、又は店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意を喪失することによつて通常生ずる損失額（前号に掲げるものを除く。）
- 四 店舗等の移転の際における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額

2 営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められるときは、仮営業所の設置の費用、仮営業であるための収益減（個人営業の場合においては、所得減）等並びに前項第三号及び第四号に掲げる額を補償するものとする。

【参考 2】

○ 公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 37 年 10 月 12 日用地対策連絡会決定）

（営業休止等の補償）

第 4 4 条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業を一時休止する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

- 一 通常休業を必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額
- 二 通常休業を必要とする期間中の収益減（個人営業の場合においては所得減）
- 三 休業することにより、又は店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意を喪失することによつて通常生ずる損失額（前号に掲げるものを除く。）
- 四 店舗等の移転の際における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額

2 営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められるときは、仮営業所の設置の費用、仮営業であるための収益減（個人営業の場合においては所得減）等並びに前項第 3 号及び第 4 号に掲げる額を補償するものとする。

【参考3】

○ 公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）

第27 基準第44条（営業休止等の補償）は、土地等を取得する場合には、次により処理する。

1 本条第1項の補償については、次による。

(一) 通常休業を必要とする期間は、別表第4（建物移転工法別補償期間表）による期間に前後の準備期間を加えた期間を標準とし、借家人が移転する場合又は建物の移転が構外再築工法による場合は、その規模、業種設備等の移転期間及び準備期間等を考慮し、2か月の範囲内で相当と認める期間とする。ただし、特殊な工作機械等があり、その移転に相当期間を要する場合は、その実情に応じて定めるものとする。

(二) 固定的な経費の補償は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 公租公課

固定資産税、都市計画税、自動車税等を対象として適正に算定した額を補償し、営業収益又は所得に応じて課税される法人税、所得税及び印紙税、登録免許税等は除外する。

二 電気、ガス、水道、電話等の基本料金

電気、ガス、水道、電話等の基本料金は、その使用が継続すると予測されるものは固定的経費とするが、電話については、休業期間が長期にわたる場合で電話局に一時預けることが適当と認められるときは、局預け工事費及び基本料金のうち、回線使用料（基本料）を固定的経費とする。ただし、休業期間が長い場合であって解約が可能（解約、再契約することで料金体系上不利となる場合を除く。）である場合は固定的経費としない。

三 営業用資産（建物、機械等）の減価償却費及び維持管理費

休業期間中の営業用資産の減価償却相当額及び維持管理費相当額の合計額のうち、その範囲内で適当と認められる額を補償する。

四 借入地地代、借家家賃、機械器具使用料及び借入資本利子

休業期間中に継続して必要となる経費について、営業の内容を調査して適正に算定した額を補償する。

五 従業員のための法定福利費

従業員のための健康保険料、厚生年金保険料、労災保険料、雇用保険料等の社会保険料のうち、雇主の負担となる額を補償する。

六 従業員の福利厚生費

従業員のための厚生施設費等のうち、雇主の負担となる額を補償する。

七 その他の固定経費

従業員及び役員賞与、同業組合費、火災保険料、宣伝広告費等について適正に算定した額を補償する。

(三) 従業員に対する休業手当相当額は、その休業期間に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、減額し、又は補償しないものとする。

一 同一経営者に属する営業所が他にあり、そこで従業できるとき。

- 二 営業所の休止に関係なく、外業に従事できるとき。
 - 三 従業員が一時限りの臨時に雇用されているとき。
 - 四 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外したとき。
- (四) 休業期間中の収益減又は所得減の補償額は、休業期間中、当該営業所により得られる予想収益（又は所得）相当額とする。ただし、セールスマン等により営業の一部を継続できる場合には、それによる予想収益（又は所得）相当額を控除するものとする。
- (五) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額は、次式により算定する。
- 得意先喪失補償額＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率
- 売上減少率 別表第8（売上減少率表）による。
- 限界利益率 個々の営業体の営業実態、営業実績等に基づき次式により算出する。
- （固定費＋利益）÷売上高

この場合における固定費の認定は、別表第9（費用分解基準一覧表）による。ただし、費用分解基準一覧表を適用して個々の企業ごとに限界利益率を算出することが困難な場合は、「中小企業の財務指標」（中小企業庁編）の「実数分析データ」「中分類」における業種別の損益計算書に掲げる計数を用いて次式により算出することができるものとする。

$$\text{限界利益率} = (\text{売上高} - (\text{売上原価} - \text{労務費} - \text{賃借料} - \text{租税公課})) \div \text{売上高}$$

2 (略)

収益の算定方法について

(1) 立木販売予定価格の評定公式における事業者の収益

立木販売予定価格の評定公式では、製品市場単価を「1+資本回収期間×収益率」で除した数値から、製品単位当たりの施設費以外の事業費を差し引き、これに平均利用率を掛けて立木単価を算定する。さらに立木材積を乗じた上で、施設費を差し引き、消費税を掛けて立木販売予定価格を算定している。

製品市場単価を「1+資本回収期間×収益率」で除することにより、事業者の収益を除いた製品市場単価が算定されることから、立木販売予定価格は、事業者の収益を除いた立木価格となっている。

(2) 評定公式を用いた事業者の収益の算定方法

(1) を踏まえると、製品市場単価をそのまま用いることで、事業者の収益も含めた立木価格を算定することができる。ここから、評定公式どおりに算定した、事業者の収益を除いた立木価格を差し引くことで、立木販売予定価格の評定公式の考え方に基づく事業者の収益を算定することができる。

【参考】立木販売予定価格評定公式の改訂について（昭和34年11月11日34林野業第5328号）抜粋

第1 立木販売予定価格の評定公式

$$X = f \left(\frac{A}{1 + \ell r} - B \right)$$

$$X = (\sum \chi \cdot u - C) (1 + P)$$

ただし、平均利用率 f を算出せずに、次の式によることもできる。

$$X = \left[\sum f i u \left[\frac{A}{1 + \ell r} - B \right] - C \right] (1 + P)$$

X ・・・施設費を計算に入れない立木単価（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）抜きの単価）

$f i$ ・・・利用率（樹種（樹類）別及び立木胸高直径階別、樹高階別等）

f ・・・平均利用率（樹種（樹類）別）

A ・・・製品市場単価（消費税抜きの単価）

ℓ ・・・資本回収期間（月）

r ・・・収益率

B ・・・施設費以外の事業費（消費税抜きの製品単位当たりの単価）

X ・・・立木販売予定価格（消費税込みの総額）

u ・・・立木材積

C ・・・施設費（消費税抜きの総額）

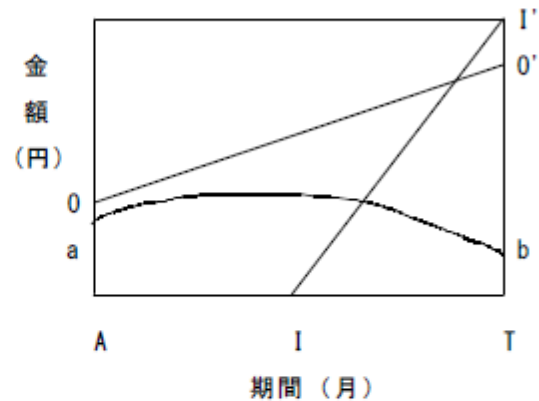
P ・・・消費税率

4 資本回収期間（ℓ）

資本回収期間は、次式により算出する。

$$\ell = T A \times \frac{T b}{T O'}$$

- ℓ 資本回収期間
- T A 事業期間
- T b 平均資本
- T O' 総合原価
- I I' 線 : 収入累計線
- O O' 線 : 支出累計線
- a b 線 : 平均資本線



事業期間は、販売時期、数量、搬出期間等の契約条件及び事業実行上の難易（気象条件又は地理的条件等を含む。）、製品市況の動向等を勘案し、通常の事業進捗における立木代金の納付（担保の提供）より、製品販売終了までの期間とする。

平均資本は、評定時点において想定した上記事業期間及び事業計画をもととした各月の必要資金の平均を平均資本と見なすものとする。

総合原価は、事業期間の支出累計（立木代金及び施設費（C）施設費以外の事業費（B）の計）とする。

5 収益率（r）

収益率は、買手の業態又は用途にかかわらず、おおむね月0.016を標準とする。ただし、著しく危険負担が大きいと認められる場合等で、これにより難い場合にあっては実情に基づいて定め、その根拠を明らかにしておくものとする。